

秋田県衛生科学研究所報

第 41 輯

平成 8 年度

ANNUAL REPORT

OF

THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 41

1997

秋田県衛生科学研究所

はじめに

平成6年に成立した地域保健法が移行期間を経て、本年（平成9年）4月に全面施行されました。今後の地域保健の充実強化を図る目的で制定された法律であることは周知のことです。

地方衛生研究所（地研）にとっても、この法律に基づく基本的な指針により地研の設置に法的根拠が与えられました。更に本年3月の厚生事務次官通知により改正された地方衛生研究所設置要綱を踏まえた機能強化が求められています。

保健医療福祉総合調査研究事業では、平成6年度から「地方衛生研究所の機能強化に関する研究」が実施され、本年3月、これまで3年間の研究成果等に基づき以下5点の提言がなされました。保健所等とも連携しながら①対人関連分野の調査研究の強化、②精度管理・レファレンス活動の推進、③情報関連機能の強化、④調査研究等の企画調整と組織の強化、⑤危機管理の観点からの体制作りの5点です。

秋田県においては、地域保健法や前述の提言を先取りする形で「行政に役立つ研究所づくり」を目指して衛生科学研究所の再活性化運動を平成2年から実施してきました。

私達の研究を広く知ってもらい研究成果を社会に還元しようというのが、その趣旨とご理解下さい。この運動の成果は徐々に目に見えるものとなってきましたが、この運動はその性格からゴールはないものと考え継続していかなければなりません。関係各位のご鞭撻やご支援・ご協力を今後とも賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、地研関係者の間で、ここ数年話題となり、提言でも取り上げられた精度管理について述べてみます。平成8年度に当所独自に「試験検査実施管理基準」を作成しましたが、その後平成9年1月16日付「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、4月1日施行となりました。地研として機能強化の観点からも、検査の迅速・正確はもとより、他機関から信頼される成績を出すためにも、関係機関と共同で精度管理に取り組む所存ですので、関係機関の一層のお力添えをお願い申し上げます。

一方、現在、伝染病予防法の見直し作業が進められ、平成10年の通常国会に改正法案提出に向けて準備中とのことです。法改正にあたっては、保健所と共に地研に対しても感染症対策で大きな役割が期待されていると聞き及んでおります。感染症対策のうち、サーベイランス事業では情報機能、レファレンス機能からしても地研に期待が寄せられている事は、理由があるものと思われます。今後とも関係機関のご支援を得ながら充実強化を図りたいと思います。

以上、地研の最近の話題を簡述してみました。これらの課題は一公所のみで解決出来るものではなく、県本庁を始め多くのご理解とご協力が必要です。本稿を機会に改めてお願い申し上げます。

平成9年11月

秋田県衛生科学研究所長

宮 島 嘉 道